

平成 14 年度 厚生労働省 税制改正 (評価書)

制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制 (エネ革税制) の適用期限の延長		
改正の内容	<p>エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却 (取得価格の 30%) 又は税額控除 (取得価格の 7%) が認められているが、この適用期限 (平成 14 年 3 月 31 日) を 2 年間延長する。</p> <p>継続要望の設備 全自動洗濯脱水機</p>		
新設・拡充又は延長の理由		減税見込額 (平年度)	353 百万円
政策の達成目標	<p>要望設備の中小企業における普及率が大企業並になることを目標とする。 当該設備は省エネルギーの効果が高く、普及率を最終的に大企業の 80% ~ 90% となることを目標とする。</p>		
当該項目以外の支援措置	<p>国民生活金融公庫からの融資 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく施策等</p>		
担当課名	健康局生活衛生課		